

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

2023年12月12日

M I C S化学株式会社

2023年12月12日

株式交換に係る事前開示事項

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番89

M I C S 化学株式会社

代表取締役社長 大塚 茂樹

当社は、2023年10月17日開催の取締役会において、中本パックス株式会社（以下「中本パックス」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで中本パックスとの間で本株式交換に関する契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

別紙2に記載のとおりです。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

(1) 中本パックスの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

別紙3に記載のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

交換対価を取引する市場

中本パックスの普通株式（以下「中本パックス株式」といいます。）は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

中本パックス株式は、全国の各証券会社にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項(会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号八)

本株式交換の公表日(2023 年 10 月 17 日) の前営業日(2023 年 10 月 16 日) までの 1 ヶ月間、 3 ヶ月間、 6 ヶ月間の東京証券取引所における中本パックス株式の終値の単純平均は、それぞれ 1,639 円、 1,637 円、 1,626 円です。

また、中本パックス株式の最新の市場価格等は、株式会社日本取引所グループ(<https://www.jpx.co.jp/>) のウェブサイト等でご確認いただけます。

(4) 中本パックスの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容(会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号二)

中本パックスは、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4 . 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号)

該当事項はありません。

5 . 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(1) 中本パックスの最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ)

中本パックスの最終事業年度(2023 年 2 月期) に係る計算書類等の内容は、別紙 4 のとおりです。

(2) 当社及び中本パックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号八、第 2 号イ)

当社

(a) 本株式交換契約の締結

当社は、中本パックスとの間で、2023 年 10 月 17 日、本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の内容は、別紙 1 「株式交換契約書」に記載のとおりです。

(b) 当社株式に対する公開買付けに関する意見表明

当社は、2023 年 10 月 17 日の取締役会において、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といい、本株式交換と本公開買付けを総称して以下「本取引」といいます。) に賛同する意見を表明するも、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委

ねることを決議しております。

(c) 自己株式の消却

当社は、本株式交換がその効力を生ずる日の前日までに開催する取締役会決議により、当社が基準時(以下に定義します。)において保有する自己株式の全部(本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取によって当社が取得する自己株式を含みます。)を、本株式交換により中本パックスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(「基準時」といいます。)をもって消却する予定です。

(d) 剰余金の配当

当社は、2023 年 6 月 14 日開催の取締役会において、2023 年 7 月 10 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 6 円、配当総額 31,615 千円の剰余金の配当を行いました。

(e) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2023 年 8 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株処分に係る事項について決議し、2023 年 9 月 15 日に以下のとおり自己株式を処分しました。

(1) 処 分 期 日	2023 年 9 月 15 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8,271 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 411 円
(4) 処 分 総 額	3,399,381 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の監査等委員でない取締役 3 名 6,325 株、 当社の監査等委員である取締役 1 名 1,946 株

中本パックス

(a) 本株式交換契約の締結

中本パックスは、当社との間で、2023 年 10 月 17 日、本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の内容は、別紙 1「株式交換契約書」に記載のとおりです。

(b) 当社株式に対する公開買付けの実施

中本パックスは、2023 年 10 月 18 日から 2023 年 11 月 15 日まで、本公開買付けを実施し、当社株式 2,608,000 株(議決権所有割合 49.45%)を取得いたしました。

(c) 剰余金の配当

中本パックスは、2023年5月30日開催の定時株主総会において、2023年5月31日を効力発生日として、中本パックス普通株式1株につき31円、配当総額253百万円の剰余金の配当を行いました。

(d) 中間配当の実施

中本パックスは、2023年9月14日開催の取締役会において、2023年11月10日を効力発生日として、中本パックスの普通株式1株につき31円、配当総額253百万円の剰余金の配当を行いました。

(e) 中本パックス連結子会社における事業譲受

中本パックスの連結子会社である中本F i n e P a c k株式会社は、2023年4月3日を事業譲受日として、ニッセー株式会社の事業の一部である食品容器成型事業の譲受を行いました。

(f) 合弁会社の設立

中本パックスは、2023年4月3日に、株式会社リコーと、機能性包材の企画・開発・販売を行う合弁会社「RNスマートパッケージング株式会社」を設立いたしました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における中本パックスの債務の履行の見込みに関する事項
(会社法施行規則第184条第1項第5号)

会社法第789条第1項第3号の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 株式交換契約書

株式交換契約書

中本パックス株式会社（以下「甲」という。）及び MICS 化学株式会社（以下「乙」という。）は、2023 年 10 月 17 日（以下「本締結日」という。）付けで、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：中本パックス株式会社

住所：大阪市天王寺区空堀町 2 番 8 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：MICS 化学株式会社

住所：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山 158 番地 89

第 3 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 2 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 4 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第 9 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に 0.28 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.28 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が各本割当対象株主に対し割り当てるべき甲の普通株式の数に 1

株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 5 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2023 年 12 月 27 日に、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会（以下「乙株主総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、乙株主総会の開催日を変更することができる。

第 7 条（事業の運営等）

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本締結日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上、これを行うものとする。

第 8 条（剰余金の配当）

1. 甲は、2023 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株あたり 31 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2023 年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株あたり 5 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本締結日以降、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、乙株主総会において本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を得られた場合、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき、基準時をもって消却する。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1. 本締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合等その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但書の規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、乙株主総会において、本契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換について、国内外の法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手段が完了しない場合
- (4) 前条の規定に従い、本株式交換が中止され、又は本契約が解除された場合

第12条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第13条（準拋法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務

は、日本法に準拠し、それに従い解釈される。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2023 年 10 月 17 日

甲： 中本パックス株式会社
大阪市天王寺区空堀町 2 番 8 号
代表取締役社長 河田 淳



本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2023 年 10 月 17 日

乙： MICS 化学株式会社
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山 158 番地 89
代表取締役社長 大塚 茂樹



別紙2 会社法第782条第1項で掲げる交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第3項第1号)

本株式交換に係る割当ての内容

	中本パックス株式会社 (株式交換完全親会社)	MICS化学株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.28
本株式交換により 交付する株式数	中本パックスの普通株式: 747,471株(予定)	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

中本パックスは、当社株式1株に対して、中本パックス株式0.28株を割当交付することです。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、中本パックス及び当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する中本パックスの株式数

中本パックスは、本株式交換に際して、本株式交換により中本パックスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(ただし、下記の自己株式の消却及び本公開買付けが行われた後の中本パックスを除く株主をいうものとします。)に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の中本パックス株式を割当交付する予定です。なお、本公開買付けの決済は、基準時以前に完了する見込みであり、上記表に記載の本株式交換により交付される中本パックス株式の総数は、本公開買付けに盛田エンタプライズ株式会社(以下「盛田エンタプライズ」といいます。)が所有する応募合意株式のみが応募される前提で計算しております。また、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時までに消却する予定です。本株式交換により交付される中本パックス株式の総数は、本公開買付けに応募された当社株式(以下「応募株券等」といいます。)及び当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、中本パックスの単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、中本パックス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

- ・単元未満株式の買取制度（１単元（１００株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、中本パックスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、中本パックスに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、中本パックス株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の中本パックス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

本株式交換に係る割当の内容の根拠等

（ ）割当ての内容の根拠及び理由

中本パックス及び当社は、2023 年 8 月下旬から 9 月下旬にかけて実施した中本パックス及び当社による相互へのデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、真摯に協議・交渉を重ねた結果、中本パックスが当社を完全子会社化及び非公開化することが、中本パックス及び当社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

また、中本パックス及び当社は、上記「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、中本パックス、盛田エンタプライズ及び当社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、中本パックス、盛田エンタプライズ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、当社は、S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして、東京共同会計事務所を第三者算定機関として選定し、中本パックスは、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、当社は、西村あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業。以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を、中本パックスは、大江・田中・大宅法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

中本パックス及び当社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、中本パックス及び当社の間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「（３）当社の株主の利害を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関である東京共同会計事務所から取得した株式交換比

率に関する算定書（以下「当社株式交換比率算定書」といいます。）リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社が中本パックスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに中本パックス及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記「(3) 当社の株主の利害を害さないように留意した事項」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。）から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって利益に資すると判断いたしました。

また、中本パックスにおいては、下記「(3) 当社の株主の利害を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書（以下「中本パックス株式交換比率算定書」といいます。）リーガル・アドバイザーである大江・田中・大宅法律事務所からの助言及び中本パックスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、中本パックスの株主の皆様利益に資すると判断したとのことです。

このように、中本パックス及び当社は、本株式交換比率は中本パックス及び当社のそれぞれの株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ2023年10月17日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、中本パックスと当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

() 算定に関する事項

(a) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所及び中本パックスの第三者算定機関である野村證券は、いずれも中本パックス、盛田エンタプライズ及び当社から独立した算定機関であり、中本パックス、盛田エンタプライズ及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(b) 算定の概要

東京共同会計事務所は、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場、中本パックス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、本株式交換比率を算定いたしました。東京共同会計事務所が上記各手法に基づき算定した中本パックスの1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定

結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.244～0.253
D C F 法	0.137～0.268

市場株価平均法では、2023年10月16日を算定基準日として、中本パックス株式及び当社株式の東京証券取引所における同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に、本株式交換比率を0.244～0.253までと算定しております。

D C F 法では、2024年4月期から2028年4月期までの5期分の当社の事業計画（以下「当社事業計画」といいます。）及び中本パックスが作成した事業計画（以下「中本パックス事業計画」といいます。）に基づく収益予測や投資計画、将来の収益予想に基づく当社及び中本パックスが生み出すフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、本株式交換比率を0.137～0.268までと算定しております。また、東京共同会計事務所がD C F 法による分析に用いた当社事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年4月期において、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格高騰を背景として当該事業年度以前より高騰していた原材料費について、当該事業年度に販売単価の是正を実施したことにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。一方、東京共同会計事務所がD C F 法による分析に用いた中本パックス事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、当社事業計画は、本公開買付けの実行を前提として作成されたものではなく、中本パックス事業計画は、本取引の実行を前提として作成されたものではないとのことです。

一方、野村證券は、本株式交換比率について、中本パックス株式は東京証券取引所プライム市場、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、中本パックス及び当社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F 法を、それぞれ採用して算定を行ったとのことです。

野村證券が上記各手法に基づき算定した中本パックスの1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、それぞれ以下のとおりとのことです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.24～0.25
類似会社比較法	0.11～0.56
D C F 法	0.21～0.31

なお、野村證券は、市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、2023年10月12日を算定基準日として、中本パックス株式及び当社株式の東京証券取引

所における算定基準日終値、同日までの直近5営業日の終値単純平均値、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用したとのことです。

D C F法では、中本ボックス事業計画及び当社から提供され中本ボックスにより確認された当社事業計画に基づいて、中本ボックス及び当社が生み出す将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算定したとのことです。なお、野村證券がD C F法の評価の基礎とした中本ボックスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。一方、野村證券がD C F法の評価の基礎とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年4月期において、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格高騰を背景として当該事業年度以前より高騰していた原材料費について、当該事業年度に販売単価の是正を実施したことにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。中本ボックス、当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていませんとのことです。中本ボックスの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、中本ボックスの経営陣により2023年10月17日時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたこと、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により2023年10月17日時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2023年10月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村證券の算定は、中本ボックスの業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由(会社法施行規則第184条第3項第2号)

当社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる中本ボックス株式を選択いたしました。

本取引の取引方法及び取引対価の種類については、本取引により当社の完全親会社となる中本ボックスの普通株式を本取引の対価とすることにより、当社の一般株主の皆様は本取引後も引き続き当社の企業価値の向上について間接的に享受することができること、本取引の対価である中本ボックスの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、中本ボックスの普通株式を本取引の取引対価とすることにより、引き続き当社の一般株主の皆様は

保有株式の流動性を確保することができ、市場での売却による投資回収の機会が保障されていること等を踏まえると、本取引の取引方法及び取引対価の種類について、株式交換スキームを選択することが望ましいと判断しております。なお、本株式交換の実施により、中本パックスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、その保有することとなる単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできませんが、上記「本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3)単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、中本パックスに対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4)1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

本株式交換により、その効力発生日である2024年2月1日(予定)をもって、当社は中本パックスの完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、本株式交換の効力発生日に先立ち、2024年1月30日に上場廃止(最終売買日は2024年1月29日)となる予定です。なお、予定されている本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。なお、中本パックス及び当社としては、仮に本株式交換に係る臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、()中本パックスの取引先への当社の製品の新規拡販、()環境配慮型の製品の開発能力の向上、()営業拠点の統合や共同購入によるスケールメリットを活かした原材料コストの削減のシナジー効果を一定範囲で創出し、中本パックス及び当社の企業価値向上を実現することは可能であると考えております。また、当社が2023年7月28日に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」に記載のとおり、本日現在、当社は流通株式時価総額の上場維持基準について適合していない状況となりますが、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立し、当社株式が上場を維持することになった場合、引き続き上場維持基準に適合しない状況が継続する可能性があります。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換により当社の株主の皆様が割り当てられる中本パックス株式は、本株式交換の効力発生日以降は東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であることから、基準時において当社株式を358株以上所有し、本株式交換により中本パックスの単元株式数である100株以上の中本パックス株式の割当てを受ける当社の株主の皆様は、その所有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない中本パックス株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の中本パックス株式については引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

ただし、基準時において358株未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様には、中本パックス株式の単元株式数である100株に満たない中本パックス株式が割り当てられます。な

お、2023年4月末現在の当社単元株主数約2,000名を前提として計算した場合、約1,300名が中本パックスの単元未満株主となる見込みです。単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする中本パックスの配当金を受領する権利を有することになりますが、東京証券取引所スタンダード市場において売却することはできません。単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、株主の皆様のご希望により、中本パックスの単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項」の「本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項」の「本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年1月29日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利害を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)

2023年10月17日時点において、中本パックスは、当社株式を所有しておらず、本取引は支配株主による取引には該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が中本パックスに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引はいわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。

もっとも、中本パックス及び当社は、本取引の公正性担保につき慎重を期する観点から、それぞれ以下の措置を講じております。また、以下の記載のうち、中本パックスにおいて実施した措置については、中本パックスから受けた説明に基づくものです。

当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 設置等の経緯

本公開買付けに係る買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を、当社株式の株価水準等を総合的に勘案し、350円(2023年7月10日時点の当社株式の終値426円に対して17.84%のディスカウント)とする意向表明書(以下「本第一次意向表明書」といいます。)及び事業所の統廃合により、人材交流を通じた営業人員の相互レベルアップ、賃借物件に係る賃料の削減、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が可能となり、中本パックスと当社の双方においてメリットを享受することが可能と考える旨を記載した本第一次意向表明書の補足資料(以下「本第一次意向表明補足資料」といいます。)の受領に伴い、当社の筆頭株主である盛田エンタプライズが、盛田エンタプライズの所有する当社株式をパートナーとして選定されるいずれかの候補先に対して売却す

る場合には、その取引実施に関して、盛田エンタプライズと当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、当社は、2023年7月21日に開催された取締役会における決議により、盛田エンタプライズから独立した社外取締役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2023年4月下旬、中本パックスから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、西村あさひ法律事務所の助言も得つつ、当社の独立社外取締役の全員に対して、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、西村あさひ法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行いました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者が、中本パックス及び盛田エンタプライズからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記の当社の独立社外取締役と協議し、西村あさひ法律事務所の助言を得て本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立した社外取締役である安川喜久夫氏、中神邦彰氏、後藤もゆる氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）

その上で、当社は、本特別委員会の設置の決定に際し、本特別委員会に対し、（ ）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項、（ ）本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、（ ）本取引に係る手続の公正性に関する事項、（ ）本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社取締役会は、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当ではないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、本特別委員会に対して、本取引に係る株式交換における本株式交換比率及び公開買付けにおける本公開買付価格その他取引条件等について中本パックスと交渉を行う権限を付与すること、並びに本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、当社及び中本パックスの株式価値評価その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用は当社が負担すること等を決議しております。これを受けて、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所、ファイナンシャル・

アドバイザーであるS M B C日興証券及び第三者算定機関である東京共同会計事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しました。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額又は時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2023年7月26日から2023年10月17日までの間に合計15回、計約21時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所及び第三者算定機関である東京共同会計事務所について、中本パックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれの関連当事者にも該当しないこと、並びに本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

更に、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。その上で、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した当社事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、中本パックスからの提案内容について慎重に検討を行うとともに、当社から、本取引の目的や意義、これらに関する中本パックス及び盛田エンタプライズとの協議状況、本取引の当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施しております。

加えて、上記「(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項」の「本株式交換に係る割当の内容の根拠等」の「() 算定に関する事項」に記載のとおり、東京共同会計事務所は当社事業計画及び中本パックス事業計画を前提として本株式交換比率の算定を実施しておりますが、本特別委員会は、東京共同会計事務所が実施した本株式交換比率に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項に

ついて合理性を認識しております。

また、本特別委員会は、当社の中本パックスとの交渉について、随時、当社及びSMB C日興証券から受けた報告も踏まえて審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、中本パックスからの本株式交換比率及び本公開買付価格に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、SMB C日興証券による対応方針及び中本パックスとの交渉方針等についての分析・意見を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、これらのいずれに際しても、中本パックスに対して、当社としての本取引の意義・目的を達するために中本パックスとの間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と中本パックスとの間の本株式交換比率及び本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与いたしました。

更に、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本取引に係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

() 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023年10月17日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出しております。

(a) 本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。)に関する事項

本取引の目的について、(ア)中本パックス株式会社の主力事業である食品関連の取引先への当社製品の拡販(拡販できていない取引先への新規拡販、重複している取引先への営業活動効率化)、(イ)中本パックスの日用品販売事業を利用した製品開発並びにホームセンター、100円ショップ及びオンラインショップへの当社製品の拡販、(ウ)生分解性樹脂等を使用した環境対応製品の開発及びテーマの共有、(エ)営業事務所等の拠点の統合による人材交流を通じた営業人員の相互レベルアップ及び賃貸料の削減、(オ)原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減、(カ)生産効率アップ・ロス率削減等、製造改善ノウハウの共有による製造コストの削減等のシナジーの発生が期待でき、本取引の目的には当社の企業価値向上が含まれると評価できる。

また、本取引がその目的に資するものであるという説明について、(i)当社が製造するプラスチックフィルムについては、ポリエチレンやナイロン等の樹脂原料を主原料としているが、樹脂原料の価格の高止まり、物流費や光熱費等の上昇、地政学リスクの顕在化などで厳しい状況が続くことが懸念されており、()持続可能な社会の実現に向けた環境配慮型経営がより一層求められており、その動向は当社の経営を大きく左右する要因の一つではある一方、コロナ禍を経て生活様式が変化する中で、食品冷凍包装の進

化など包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、材料費や物流費などのコスト削減策を実施すること等で、収益構造の転換を図ることが喫緊の課題となっている、と当社が認識していることについて特段不合理な点は認められず、このようなプラスチックフィルム業界における事業環境において、本取引を実行した場合に上記に記載の各シナジー効果が生じること（すなわち、本取引による完全子会社化が当社の企業価値向上のための有効な手段であると判断すること）について合理性を疑わせる事情は特に認められない。また、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合には、中本パックスが盛田エンタプライズに代わって当社の主要株主である筆頭株主となり、当社株式が上場を維持することになりますが、その場合においても、これらのシナジー効果を一定範囲で創出し、当社の企業価値向上を実現することは可能であるとの当社及び中本パックスの認識についても、合理性を疑わせる事情は特に認められず、結果として本取引が当社の企業価値向上という目的に資するという説明に関して特に不合理と認められる点は見当たらない。

なお、当社は本取引により上場廃止となることが予定されているが、当社及び中本パックスには上記のとおり、シナジーの創出による企業価値の向上が合理的に見込まれる一方で、当社においては、新人一括採用をしておらず上場企業であることを大きく活かしているとは考えにくいこと、及び資金調達ニーズはないことを踏まえると、上場廃止によるデメリットはそれほど想定されない一方で、上場会社ならではの対応が簡略化できることにより、コストの削減が見込まれるというメリットが考えられるとの当社の説明を踏まえると、上場維持による社会的信用、知名度の維持・向上は本取引によって直ちに失われるとはいえないと考えられる上、当社の企業価値向上の実現に当たって直接市場からの資金調達を行うことができることが絶対的な必要条件であると認めることもできないと考えられる。以上の点に鑑みれば、中本パックスによる本取引の提案が、当社の上場維持を前提とするストラクチャー等と比しても、当社の企業価値の向上に資するものであり、当社が、一般株主に適正な比率で株式交換の機会を提供することが、2023年10月17日時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったことは不合理ではないと考えられる。

以上のような点を踏まえて検討した結果、本取引の目的には、当社の企業価値向上が含まれており、本取引は是認されるものであると考える。

(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項

本取引に至るまでの経緯について、当社は、盛田エンタプライズが現金対価での株式譲渡を希望していることに加え、2023年内での譲渡完了についても希望していたことを考慮しつつ、当社としても、当社の盛田エンタプライズに対する事業運営上の依存度は限

定的であり、盛田エンタプライズによる当社株式の売却に当たって当社事業に大きな影響を及ぼすようなマイナス効果は見込まれないことから、盛田エンタプライズが所有する当社株式を当社の事業成長に寄与するパートナーへ売却することが、当社の企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がると考えた結果として、当社株式売却に係る取引の検討を開始している。そして、中本パックスを買主候補先として選定するに当たっても、当社が、早々に中本パックスと相対で交渉をするのではなく、本入札プロセスを実施して複数の候補先を招聘したこと、当社の今後の更なる成長を実現させるためのパートナー選定に関する第一次入札プロセスを通過した中本パックスに対して当社事業計画の開示を行った上で当社とのシナジー創出の分析及びスキームに関する協議を複数回行ったこと、また、中本パックスから本第一次意向表明書の提出を受けた後も、単にこれを甘受するのではなく、中本パックスをパートナーとすることが当社の企業価値の向上に繋がると判断するための追加の検討材料として補足資料の提出を求め、本第一次意向表明補足資料の提出を受けたこと、提案を受けたストラクチャー及び株式交換比率についても当社、盛田エンタプライズ及び本特別委員会のそれぞれないしは各アドバイザーを通じて各当事者間での協議を重ねたこと、中本パックスに対してもデュー・ディリジェンスを実施し、当該結果について東京共同会計事務所及び西村あさひ法律事務所から当社及び本特別委員会はそれぞれ報告を受け、当該結果も考慮して本株式交換比率の妥当性を検討したこと等を踏まえると、当社及び本特別委員会においては、ストラクチャーや買手候補先に縛られず、広く、当社が厳しい業界動向の中で事業シナジーを最大限発揮しつつ、2023年10月17日時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択が何であるかを慎重に検討・判断したものと評価できる。

また、上記のような検討や評価の前提として、上記各項目の記載も踏まえると、各当事者間の本取引の取引条件に関する協議・交渉過程において、本取引が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、当社の企業価値を高めつつ一般株主にできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保され、かつ、実際にもそのような努力が行われたと考えられる。

更に、本株式交換比率に係る交渉経緯についても、中本パックスから2023年7月11日付で最初の提案を受けてから本株式交換比率の提案を受けるまでに、2回にわたり株式交換比率が引き上げられ、更に、本株式交換比率の提案を受けてからも、本特別委員会作成書面により、3回にわたり書面による株式交換比率の更なる引上げの申入れを行った。これらの協議交渉経緯等に鑑みると、当社及び本特別委員会は、中本パックスとの協議交渉過程において、実務上合理的と考えられる株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できる。

本株式交換比率は、中本パックスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.28株であ

るところ、 当社事業計画の作成経緯及びその重要な前提条件並びに東京共同会計事務所による当社及び中本パックスの株式価値の算定方法について特に不合理な点は認められず、 本株式交換比率は市場株価法の算定結果及びDCF法の算定結果の範囲をいずれも上回るものであり、また、本株式交換における当社株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づくと中本パックスの株式0.28株相当)の価値は、中本パックスの株式の本答申書提出日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格(350円)よりも105円高い額となり、また、当社株式の同日の終値397円に対して14.61%のプレミアムを加えた金額に相当することから、本株式交換比率は上記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められ、更に、 本株式交換比率は本特別委員会において確認を行った過去同種案件プレミアム水準の平均値が、各案件の公表日の前営業日において7.38%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して9.82%、3ヶ月間の終値単純平均値に対して12.27%、6ヶ月間の終値単純平均値に対して15.36%であり、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準に照らしても遜色のないものであることに加え、 本取引は、現金を対価として交付することにより一般株主をスクイズアウトする取引ではなく、株式交換完全親会社である中本パックスの株式を対価として交付する取引であることから、当社の一般株主は、本取引によるシナジーを含めて当社の企業価値向上によるメリットを持株比率に応じて享受できること等を踏まえると、本株式交換比率には妥当性が認められる。

本取引の取引方法及び取引対価の種類については、 本取引により当社の完全親会社となる中本パックスの普通株式を本取引の対価とすることにより、当社の株主は本取引後も引き続き当社の企業価値の向上について間接的に享受することができること、 本取引の対価である中本パックスの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、中本パックスの普通株式を本取引の取引対価とすることにより、引き続き当社株主は保有株式の流動性を確保することができ、市場での売却による投資回収の機会が保障されていること、 本取引の実施に当たっては、当社の株主総会特別決議による承認を受ける必要があること及び反対株主による株式買取請求の機会が確保されていることから、当社の一般株主には本取引についての十分な判断の機会が保障されており、かつ反対株主にも投資回収の機会が与えられていること、 一般株主は本取引の実施により、中本パックスの単元未満株主となる可能性があり、そうなった場合には、その保有することとなる単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないが、これらの者は、中本パックスの単元未満株式買取制度を利用することによって、投資を回収する機会が保障されていること等を踏まえると、本取引の取引方法及び取引対価の種類について、特に不合理な点は認められないことから、妥当性を有するものと判断する。

(c) 本取引に係る手続の公正性に関する事項

本取引においては、上記のとおり、本特別委員会が、取引条件の形成過程の初期段階から設置され、アドバイザー等の選任・承認権限や買付候補者及び盛田エンタプライズとの交渉権限等が付与された上、本特別委員会の答申内容について最大限尊重する旨決議がされているところ、特別委員会はこれらの権限を行使して、中本パックス及び盛田エンタプライズとの間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しており、かつ、本特別委員会の独立性、専門性・属性などの構成、アドバイザーなどの検討体制、報酬面等についても特段の問題は認められないこと、当社は、当社、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、各種のアドバイスを受けていること、当社は、当社、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所に対して、当社の本株式交換比率の算定を依頼し、2023年10月16日付で当社株式交換比率算定書を取得していること、本取引の検討過程においては、本入札プロセスが実施されており、本入札プロセスは、当社が、独立した専門家であるSMB C日興証券をアドバイザーとして選任した上で、当社事業に強い関心を示している複数の候補者に打診し、一般株主の利益の最大化及び当社の企業価値向上を目的として実施しており、入札過程において、候補者同士を不公平に取り扱ったことは窺われないこと、本取引においては、本株式交換の実施前に本公開買付けが実施される予定であるため、本臨時株主総会までに相当の期間が設けられることにより当社の一般株主に本取引について適切な判断（本臨時株主総会における議決権行使に係る判断を含む。）を行う機会を確保するとともに、当社株式について中本パックス以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本株式交換比率の適正性を担保することが企図されたものであるといえること、（ ）本株式交換比率算定書の内容について、各算定手法（市場株価法及びDCF法）及びそれに基づく株式交換比率の計算過程に関する情報、（ ）東京共同会計事務所が本当事者から独立性を有し、重要な利害関係を有しないこと等、本特別委員会に関するその他の情報が適切に開示されるものと認められること、上記（b）に記載のとおりの本取引の各取引条件を踏まえると一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていること等からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

（d）上記（a）乃至（c）を踏まえ、本取引が少数株主に不利益でないこと

上記（a）乃至（c）のとおり、本取引は様々なスキームを検討した上で、本取引により、主として盛田エンタプライズを対象とするディスカウント価格による本公開買付けを行った後、本株式交換により、当社の一般株主に適正な交換比率で当社普通株式を中本パックスの株式と交換する機会を提供することが、2023年10月17日時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は公正・妥当であり、また本取引に係る手続は公正であると考えられる。

そして上記のように判断される本取引の一環として、主として盛田エンタプライズを対象とするディスカウント価格による本公開買付けが行われることも正当性・合理性を有すると考えられ、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明することは、当社の一般株主の利益に資するものと判断する。

したがって、当社取締役会が本取引に関する決定を行うこと(本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明することを含む。)は当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

なお、本公開買付けに係る買付け等の価格は、あくまでディスカウント価格であり、その後予定されている本株式交換における本株式交換比率にはプレミアムが付されていること等を勘案し、当社取締役会が、当社の株主に対して、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の判断に委ねる旨の意見を表明することも、同様に当社の一般株主の利益に資するものと考えられる。

中本ボックスにおける独立した法律事務所からの助言

中本ボックスは、中本ボックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、大江・田中・大宅法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ているとのことです。なお、大江・田中・大宅法律事務所は、中本ボックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、中本ボックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、中本ボックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

中本ボックスにおける独立した第三者算定機関からの算定書の取得

中本ボックスは、中本ボックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券を2023年8月上旬に選定し、2023年10月12日付で、株式交換比率に関する中本ボックス株式交換比率算定書を取得したとのことです。中本ボックス株式交換比率算定書の概要は、上記「(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項」の「本株式交換に係る割当の内容の根拠等」の「() 算定に関する事項」をご参照ください。

当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、中本パックス、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関として東京共同会計事務所に対して、株式交換比率の算定を依頼し、2023年10月16日付で東京共同会計事務所から当社株式交換比率算定書を取得しております。当社株式交換比率算定書の概要については、上記「(1)交換対価の総数の相当性に関する事項」の「本株式交換に係る割当の内容の根拠等」の「()算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、本取引が構造的な利益相反関係が生じる取引ではないことも踏まえ、当社及び本特別委員会としては、当社株式交換比率算定書を主とした上記及び下記からの公正性担保措置を講じることで株式交換比率の妥当性が十分担保できると考えたため、東京共同会計事務所から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認

当社取締役会は、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、東京共同会計事務所から取得した当社株式交換比率算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上及び株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、上記「(1)交換対価の総数の相当性に関する事項」の「本株式交換に係る割当の内容の根拠等」の「()割当ての内容の根拠及び理由」を踏まえて、当社株式1株に対して、中本パックス株式0.28株を割当交付することは、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、当社の一般株主の皆様に対して適切な株式交換比率であると判断し、2023年10月17日開催の取締役会において、丸山等氏及び佐原司郎氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明しております。また、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してディスカウントを行った価格を当社株式1株当たりの買付け等の価格に設定して行われることから、当社として、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定していません。そのため、当社において、本公開買付け価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、当社としては、当社の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

なお、丸山等氏及び佐原司郎氏は、現に盛田エンタプライズの取締役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びに中本パックスとの協議及び交渉

に参加しておりません。

入札手続の実施

当社は、2023年5月中旬より、中本パックスを含む候補先である国内事業会社3社に対する二段階の入札プロセスを実施しており、中本パックスより、2023年7月中旬に本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料を受領しました。当社は、2023年7月中旬、中本パックスから受領した本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の内容について慎重に検討を行い、本特別委員会と協議の上、中本パックスが想定している中本パックスの主力事業である食品関連の取引先への当社の製品の拡販、中本パックスの日用品事業を利用した製品開発、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が見込める等のシナジーは、当社にとっても、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくことや食品冷凍包装の進化など包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、材料費や物流費などのコスト削減策を実施することによる収益構造の転換等によって企業価値向上に資すると判断し、中本パックスをパートナーとして交渉するのが適切であると考えました。

他の買収者による提案機会の確保

当社は、中本パックスとの間で、当社が中本パックス以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本取引の公正性を担保することを企図しております。

（４）株式交換完全親会社となる中本パックスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項 （会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換により増加する中本パックスの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に従い中本パックスが別途定める額になります。かかる取り扱いは、中本パックスの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

別紙3 中本ボックスの定款

* 定 款 *

中 本 パ ッ ク ス 株 式 会 社
(本店 大阪市天王寺区)

改正実施日：2023年5月30日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、中本パックス株式会社と称し、
英文では、NAKAMOTO PACKS CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、プラスチックフィルム・和洋紙・加工紙及び不織布・不織布を利用した各種包装材料・日用雑貨品等の販売
- 2、プラスチック成型品及びプラスチック原料の販売
- 3、プラスチックフィルム及びシート・アルミ箔の販売
- 4、1, 2, 3号にかかる製品の印刷及び加工
- 5、食品包装機械の販売
- 6、農産・畜産・水産の加工食品及び食品添加物の販売
- 7、会社の帳簿の記載及び決算に関する事務並びに経営、経理に関する診断及び指導
- 8、事業者の労務管理に関する一般指導
- 9、各種情報の収集処理
- 10、不動産及び附帯施設等の取得又はこれらの賃貸借
- 11、印刷用機械、ラミネート機、その他機械器具の製造及び販売
- 12、前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1、取締役会
- 2、監査等委員会
- 3、会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、25,320,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1、会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3、当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、

その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力

を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催すること

ができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 43 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 35 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 35 回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

別紙4 中本パックスの最終事業年度（2023年2月期）に係る計算書類等の内容

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動制限や海外からの入国制限の緩和により、経済活動が正常化に向かい始めました。しかしながら、資源価格高騰による物価高が家計に影響を及ぼし、長期化するウクライナ情勢や金融資本市場の変動などの懸念も残り、先行きは依然不透明な状況が続くと見込まれます。当社グループの事業活動も、エネルギー価格高騰による製造コストの上昇やサプライチェーンの混乱による影響を受けており、厳しい状況で推移しております。

このような状況の下、「改質エコ技術でパッケージングの世界を変える Nブランド製品の拡販と環境経営の推進、原点回帰でお客様満足度を最大化する」をスローガンに、環境への負荷を低減できる開発製品の販売、原価低減、生産効率・品質の向上に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は43,128百万円（前期比6.5%増）、営業利益は1,892百万円（同18.9%減）、経常利益は2,206百万円（同14.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,285百万円（同12.6%減）となりました。

製品用途別の業績は次のとおりであります。

(食品関連)

新型コロナウイルス感染症の影響も軽減され、汎用性の高いテイクアウト・デリバリー用の容器・トレー向け商材の需要は落ち着きましたが、乳製品・総菜・豆腐用包材は好調に推移しました。また、百貨店の客足が戻り、デパ地下向け商材や菓子用包材も回復傾向にあるほか、紙包装へのニーズの高まりにより、紙容器への印刷・ラミネート・コーティングや生分解性ガスバリア樹脂を用いた試作等が増加したことにより、売上高は27,283百万円（前期比4.9%増）となりました。利益については、インキ・溶剤・電力・燃料・副資材・運送費の高騰などにより製造にかかわるほぼすべてのコストが上昇しており、製品価格への転嫁は順次進めているものの、売上総利益は2,759百万円（同7.8%減）となりました。

(IT・工業材関連)

ディスプレイ、電子材料、半導体用途向け製品の市況低迷により関連商材は減少しましたが、電子部品パッケージ材料や一部のスマートフォン端末向けの各種加工フィルムは新規受注などにより増加したほか、EC関連資材や製造業向け重袋も堅調に推移しました。また、次世代電池や再生エネルギー関係向け部材などの試作も増加した結果、売上高は6,711百万円（前期比14.8%増）となりました。利益については製造コストの上昇や、スマートフォン、PC、テレビなどのIT関連部材・家電の需要縮小の影響を受け、半導体製造関連フィルム加工の仕事量が第4四半期に大きく減少したこと、市況の影響を受けた製品ミックスの変化により利益率が低下し、売上総利益は1,688百万円（同4.0%減）となりました。

(生活資材関連)

圧縮袋などの収納商材がテレビショッピングの好調で増加したことにより、売上高は4,554百万円(前期比6.1%増)となりました。利益については、円安の影響により輸入品の日本国内販売分の利益が圧迫され、売上総利益は1,310百万円(同1.0%減)となりました。

(建材関連)

戸建て・集合住宅向け表面機能コーティングを施した建材は堅調に推移、壁紙向けの印刷が好調に推移した結果、売上高は2,114百万円(前期比10.8%増)、売上総利益は349百万円(同21.7%増)となりました。

(医療・医薬関連)

病院関連では輸液関係包材が堅調に推移しましたが、貼付剤関連で先発医薬品が昨年より減少しジェネリック中心になったことや薬価改定などにより販売単価が下落したこと、一部の製品で原材料が高騰した結果、売上高は1,311百万円(前期比0.3%減)、売上総利益は252百万円(同16.6%減)となりました。

(その他)

化学メーカー向け機械販売による一過性の売上があったことにより、売上高は1,152百万円(前期比3.0%増)、売上総利益は122百万円(同46.1%減)となりました。

設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,067百万円(のれんを除く。)で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

名張工場	工場改修
製版工場	校正機、検査装置
押出成形工場	倉庫、機械設備
エヌアイパックス株式会社	成型機
NAKAMOTO PACKS VIETNAM COMPANY LIMITED	機械設備

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

三国紙工株式会社	機械設備
----------	------

資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2020年 2 月期)	第 33 期 (2021年 2 月期)	第 34 期 (2022年 2 月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2023年 2 月期)
売 上 高(千円)	34,100,257	36,033,596	40,485,133	43,128,879
経 常 利 益(千円)	1,608,895	1,750,338	2,585,706	2,206,105
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	1,085,637	1,315,618	1,470,493	1,285,214
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	132.84	160.99	179.94	157.27
総 資 産(千円)	27,568,043	31,784,835	33,934,195	34,578,872
純 資 産(千円)	12,419,879	14,222,116	15,676,540	16,469,199
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,479.33	1,590.02	1,753.79	1,884.69

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第35期(2023年2月期)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2020年 2 月期)	第 33 期 (2021年 2 月期)	第 34 期 (2022年 2 月期)	第 35 期 (当事業年度) (2023年 2 月期)
売 上 高(千円)	28,344,523	28,439,165	30,285,896	31,911,205
経 常 利 益(千円)	1,362,414	1,226,794	1,722,223	1,529,611
当 期 純 利 益(千円)	918,584	835,526	1,186,379	1,014,858
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	112.40	102.24	145.17	124.18
総 資 産 (千円)	23,642,755	27,511,659	28,389,980	29,035,285
純 資 産 (千円)	11,758,753	12,174,437	12,874,792	13,364,905
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,438.86	1,489.73	1,575.43	1,635.40

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第35期(2023年2月期)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アール	40,000千円	51.0%	日用品雑貨の販売等
株式会社中本印書館	100,000千円	100.0%	印刷加工等
株式会社サンタック	10,000千円	100.0%	印刷加工等
エヌアイパックス株式会社	100,000千円	97.0%	成型加工
三国紙工株式会社	40,000千円	63.8%	ラミネート加工等
エヌ・ピー・ジー・ジャパン株式会社	490,000千円	64.7%	持株会社
ナピクル株式会社	350,000千円	100.0%	持株会社
株式会社中本キタイホールディングス	24,500千円	51.0%	持株会社
廊坊中本包装有限公司	6,009 千米ドル	64.7% (64.7%)	印刷加工等
廊坊中本新型材料科技 有限公司	2,800 千米ドル	100.0% (100.0%)	ラミネート加工等
中本包装(蘇州)有限公司	9,375 千米ドル	100.0%	コーティング加工等
中本北井(蘇州)商貿 有限公司	590 千米ドル	51.0% (51.0%)	プラスチック製品の販売
滄州中本華翔新型材料 有限公司	14,000 千人民元	64.7% (64.7%)	印刷加工等
Nakamoto Packs USA, Inc.	2,000 千米ドル	100.0%	自動車内装材の販売等
NAKAMOTO PACKS VIETNAM COMPANY LIMITED	4,000 千米ドル	100.0%	ラミネート加工等

- (注) 1. 廊坊中本包装有限公司は、2021年10月8日開催の取締役会において解散を決議し、清算手続き中であります。
2. 2023年3月1日付で、当社の連結子会社であるエヌアイパックス株式会社は、商号を中本 Fine Pack 株式会社に変更しております。
3. 当社の議決権比率の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。

重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

全天候型経営

当社グループを取り巻く状況は刻々と変化しており、現在のような経済環境の激変期には、企業の持続的な発展を重要課題として認識しております。国際情勢の変化、金融不安、IT・半導体不況や資源・食料価格の高騰等による経済悪化の影響を最小限にとどめるためにも、特定分野に偏らない事業ポートフォリオの構築が課題であると考えております。また、少子高齢化が進む日本においては、長期的には食品関連や生活資材関連等の需要減少が見込まれます。

このような課題に対処するために、創業以来積み上げた印刷、ラミネート及びコーティング技術を活用して、食品包装材を主力に、IT・工業材、医療・医薬、日用雑貨、自動車、建材分野に製品を展開するほか、日本だけでなくグローバルに事業を展開する全天候型経営を行っております。各分野にバランス良く投資をすることで、顧客、取引先、社会、従業員、株主に安心していただける強固な基盤を作っております。

技術及び製品開発

自社開発品（NAK-A-PET、NC-PET、NS-PET）は、薄肉化、高剛性による省資源、耐熱、耐寒性付与によるスペックアップ、安全性、環境負荷低減（CO₂排出量の低減）、リサイクルを可能にする単一素材化を実現した素材であるため、海洋プラスチックの問題による環境意識の高まりなど潜在的な需要は大きく、更なる販売強化を行う必要があると考えております。

このような課題に対処するために、最新鋭の生産設備の導入、技術部門の拡充、生産拠点への開発部門付設等により総合的な技術革新を推し進め、お客様のニーズに対応した製品開発のスピードを速めてまいります。

課題解決型企業の実現

単身世帯、高齢者及び働く女性の増加やライフスタイルの変化による外食からのシフトにより、総菜を中心とした中食市場やデリバリーの需要が底堅い食品関連市場、AI時代の到来や、クルマの電装化等により新たなニーズが見込まれるIT・工業材関連市場など、時代や環境の変化に伴う課題の解決が必要であると認識しております。

このような課題に対処するために、潜在する市場ニーズ（環境・安全・個食化等）を的確につかみ、これまで培ってきた技術を駆使するほか、顧客ニーズに応じて設備改良を行うことで新製品及び新素材の開発につなげ新たな価値を提供し、社会や顧客の課題を解決してまいります。

環境経営

循環型社会の実現による持続可能な社会の構築を目指し、紙への印刷や紙容器、当社独自の開発品であるNAK-A-PET、NC-PET、NS-PETや、石化由来材料の削減や食品の賞味期限延長によるフードロス削減が可能な機能性包材の販売を強化しております。また、リサイクル原料使用による省資源化とCO₂削減、水性インキや植物由来成分等を含有したバイオマスインキを使用した印刷、水性接着剤を使用したラミネート、紙への生分解性樹脂ラミネート等の環境対応製品により環境負荷低減に取り組んでまいります。

加えて工場のLED化、省エネ設備の導入、太陽光発電設備の導入によるCO₂削減、材料の再資源化を行うリペレット事業の拡大により、生産活動に伴う廃棄物の発生抑制及び再資源化の取組みなど、各種施策を実施してまいります。

グローバル戦略

海外連結子会社（中国5社、米国1社、ベトナム1社）における事業は、各国の通商政策、人件費の高騰、環境基準の変化、地政学リスク、販売価格競争の激化や為替変動により不透明な環境にあります。

このような課題に対処するために、当社グループは引き続き圧縮袋や生活資材製造の合理化を図るとともに、当社グループが得意とするシートグラビア印刷、クリーンコーティング、熱ラミネート等の付加価値の高い製品の販売増加を目指し、新規顧客の開拓を推進いたします。また、複数国に生産拠点を持つことで、チャイナリスクへの対策、グローバルなサプライチェーンの構築と顧客ニーズへの対応を進めてまいります。

社会的責任を重視した経営

地域社会からの信頼を得ることも企業価値の向上を目指した経営の一つと考え、事業活動や雇用を通して地域の社会経済活動に貢献しております。また、環境負荷の低減、障がい者雇用をはじめとしたダイバーシティの推進、取引先の事業活動の継続に寄与するため、全国主要都市周辺に13工場を配置し、BCP対応、供給責任を果たしております。この他、顧客、取引先、社会、従業員、株主など各ステークホルダーとの対話や協働が持続的成長に不可欠と考えており、コミュニケーションの機会を大切に、企業経営に生かしております。

内部管理体制の強化

当社グループは、金融商品取引法における内部統制に係る報告を実施するため内部管理体制の強化に努め、コンプライアンス機能の強化、業務マニュアルの整備等を行ってまいりました。

今後もこの内部管理体制を有効に機能させることが、企業価値を高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より一層透明性の高い経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループ（当社及び関係会社）は、当社、連結子会社15社（国内8社、海外7社）により構成され、印刷加工（グラビア印刷）、ラミネート加工、コーティング加工及び成型加工による製品の販売を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年2月28日現在）

当社

本	社	大阪市天王寺区
営	業	所 大阪府（大阪市、東大阪市）、東京都（千代田区）、 愛知県（小牧市）、佐賀県（鳥栖市）
工	場	三重県（名張市）、大阪府（柏原市）、埼玉県（鴻巣市）、茨城県（龍ヶ崎市、常総市）

子会社

株 式 会 社 ア ー ル	大阪市天王寺区
株 式 会 社 中 本 印 書 館	埼玉県比企郡ときがわ町
株 式 会 社 サ ン タ ッ ク	広島県福山市
エヌアイパックス株式会社	茨城県稲敷市
三 国 紙 工 株 式 会 社	大阪府富田林市
廊 坊 中 本 包 装 有 限 公 司	中国河北省廊坊市
廊 坊 中 本 新 型 材 料 科 技 有 限 公 司	中国河北省廊坊市
中 本 包 装 （ 蘇 州 ） 有 限 公 司	中国江蘇省蘇州市
中 本 北 井 （ 蘇 州 ） 商 貿 有 限 公 司	中国江蘇省蘇州市
滄 州 中 本 華 翔 新 型 材 料 有 限 公 司	中国河北省滄州市
Nakamoto Packs USA, Inc.	米国テネシー州ナッシュビル
NAKAMOTO PACKS VIETNAM C O M P A N Y L I M I T E D	ベトナムトゥアティエン＝フエ省フーロク地区

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
印刷関連事業	826(217)名	25名減(20名増)
合計	826(217)名	25名減(20名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託社員、派遣社員を含む。)は、()内に外数で記載しております。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
490(61)名	7名減(11名増)	40.5歳	13.2年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託社員、派遣社員を含む。)は、()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,217,205千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,309,680
株式会社三井住友銀行	1,714,870

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、内部留保の充実及び今後の事業展開等を勘案して、安定的に配当することを基本方針としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年2月28日現在）

発行可能株式総数	25,320,000株
発行済株式総数	8,173,320株
株主数	15,556名
大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社中本	660千株	8.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	393	4.8
染谷真沙美	298	3.7
河田優子	294	3.6
中本パックス従業員持株会	275	3.4
松下美樹	238	2.9
株式会社ナカモト・セカンド	180	2.2
大日精化工業株式会社	169	2.1
サカタインクス株式会社	150	1.8
日本紙パルプ商事株式会社	150	1.8

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(1,067株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

取締役及び監査役の状態（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中本高志	
代表取締役社長	河田淳	株式会社サンタック取締役 エヌアイパックス株式会社取締役 廊坊中本新型材料科技有限公司董事 NAKAMOTO PACKS VIETNAM COMPANY LIMITED会長
専務取締役	木戸弘	パッケージング事業本部長 株式会社アール取締役 廊坊中本包装有限公司董事 滄州中本華翔新型材料有限公司董事
取締役	羽淵英彦	管理本部長
取締役	吉田剛治	パッケージング事業本部関西営業部長 廊坊中本包装有限公司董事長 滄州中本華翔新型材料有限公司董事長
取締役	栗山浩幸	プロダクト事業本部生産事業部長 エヌアイパックス株式会社代表取締役会長 株式会社中本印書館代表取締役会長
取締役	白井操	
取締役	南信男	

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	寺尾一弘	中本北井(蘇州)商貿有限公司監事
監査役	中村吉伸	税理士 中村吉伸税理士事務所所長
監査役	芦田一志	弁護士 小野・芦田法律事務所共同経営者

- (注) 1. 取締役白井操氏及び南信男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中村吉伸氏及び芦田一志氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役寺尾一弘氏は、当社の管理部門の業務に長年にわたり従事し、当社における豊富な業務経験に加え財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中村吉伸氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役芦田一志氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は取締役白井操氏及び南信男氏並びに監査役中村吉伸氏及び芦田一志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は役員及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 2022年5月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役土井光雄氏及び常務取締役
取締役
山下敏弘氏並びに取締役笹内克郎氏は、任期満了により退任いたしました。

取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対 象 と な る 役員の員数(人)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	236 (15)	232 (15)	- (-)	4 (0)	11 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14 (6)	14 (6)	- (-)	0 (0)	3 (2)

(注) 1. 上記は2022年5月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年5月30日開催の第28回定時株主総会において、年額450百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名(うち社外取締役1名)であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年5月30日開催の第28回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法等

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系を構築すべく、2021年2月8日の取締役会において決定方針を決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 決定方針の内容の概要

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬を基本とし、担当する職務、責任、経営成績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額若しくは数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等の内容は、以下のとおりであり、担当する職務、責任、経営成績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案して決定するものとする。

1 取締役の職務執行に起因して、取締役が自宅以外の場所に居住の必要が生じた場合、規定の金額を負担。

2 常勤の取締役が任期の途中で死亡または高度障害状態になった場合に備えるため、当該保険契約の掛金として、規定の金額を負担。

尚、業績連動報酬等は付与しない。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、業績連動報酬等を付与しないこととしているため、基本報酬の額及び、非金銭報酬等の額が、取締役の個人別の報酬等の額の全額を占めるものとする。

尚、社宅負担の有無により、基本報酬と非金銭報酬等の割合が変動することがあるため、金銭報酬と非金銭報酬等の割合は、95%～99%：1%～5%の範囲で決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けて報酬案を検討し、客観性を保つため、社外取締役、社外監査役も出席する取締役会に提出し、審議の上決議するものとする。

社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役中村吉伸氏は、中村吉伸税理士事務所所長であります。同税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役芦田一志氏は、小野・芦田法律事務所共同経営者であります。同法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 白井 操	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、食品市場に精通した豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言により、期待される役割に沿った職務を果たしております。
取締役 南 信 男	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた発言により、期待される役割に沿った職務を果たしております。
監査役 中 村 吉 伸	当事業年度に開催された取締役会14回及び、監査役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務及び会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 芦 田 一 志	当事業年度に開催された取締役会14回及び、監査役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

名称

EY新日本有限責任監査法人

報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,200

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積り等の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

非監査業務の内容

該当事項はありません。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ．当社及び関係会社（以下「中本パックスグループ」という。）は、「中本パックスグループ行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って職務執行を行う体制を整備しております。

ロ．中本パックスグループは、「内部通報規程」及び「コンプライアンス・ホットライン運用要領」を定め、使用人等が法令違反行為等を早期に発見し、是正するための内部通報窓口を設けております。

ハ．中本パックスグループは、「反社会的勢力排除に関する対応マニュアル」を定め、弁護士や警察等と連携して反社会的勢力の排除に努めております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．中本パックスグループは、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）を、法令及び「文書管理規程」に基づき保管しております。

ロ．中本パックスグループの社内情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い、情報のセキュリティ体制を整備しております。

ハ．取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものであります。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．中本パックスグループは、損失の危険の管理に関して「リスク・危機管理規程」に従い、損失を未然に防止する体制を構築し、危機発生の際には緊急事態対策本部を設置し、迅速な対応による安全の確保と損失の最小化・再発防止を図っております。
- ロ．リスク・コンプライアンス委員会は、中本パックスグループの防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保しております。
- ハ．内部監査室は、中本パックスグループの内部監査において損失の危険を発見したときは「内部監査規程」に基づき、当該部門長に通告するとともに、ただちに代表取締役社長に報告することとしております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．取締役会は、「取締役会規程」に従い、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督しております。
- ロ．組織的かつ効率的な業務執行のために、各組織及び役職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規程」を定めております。

会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ．当社は、「関係会社管理規程」を定め、経営管理を行っております。
- ロ．当社は、関係会社の業務の適正を確認するための内部監査を実施するとともに、「中本パックスグループ行動規範」の遵守及び内部統制体制の整備を求めています。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人からの独立性に関する事項

- イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人数及び求められる資質について監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置いたします。
- ロ．補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けません。
- ハ．補助すべき使用人の異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重しております。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ．監査役は、重要な会議に出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役が行う経営意思決定と業務執行状況を監査役会にて常にチェックできる体制を整えております。
- ロ．監査役は、「監査役会規程」に基づき、取締役及び使用人に対して、報告を求める体制を構築しております。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
- ロ．監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的な意見交換及び情報の交換を行うなど緊密な連携を保っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

コンプライアンスに対する取組み

社内研修などを通じて、都度、コンプライアンス教育を実施し、従業員のコンプライアンスに対する意識向上を図っております。また、当社グループでは、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見と是正並びに社会的信頼の確保のために、上司やリスク・コンプライアンス委員会へ報告・相談できない場合に対応するため、社内窓口の他、社外窓口（顧問弁護士）を設け、従業員がプライバシーを確保された上でコンプライアンスに関する問題について報告・相談できる体制を整備しております。

リスクマネジメントに対する取組み

リスク・コンプライアンス委員会において、リスクの識別、分類、分析、評価についての随時見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行っております。

財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部監査室が各部門に赴き、実務担当者と面談を行い、業務フローの確認をすることで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と遵守の教育を実施しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,880,046	流動負債	15,616,566
現金及び預金	5,103,102	支払手形及び買掛金	4,160,916
受取手形、売掛金及び契約資産	7,767,557	電子記録債務	3,925,329
電子記録債権	2,239,944	短期借入金	5,312,693
商品及び製品	2,831,398	1年内返済予定の長期借入金	673,316
仕掛品	370,671	リース債務	86,249
原材料及び貯蔵品	1,335,623	未払法人税等	349,242
その他	238,316	賞与引当金	204,334
貸倒引当金	6,567	その他	904,484
固定資産	14,698,826	固定負債	2,493,106
有形固定資産	12,830,173	長期借入金	1,802,455
建物及び構築物	6,139,207	リース債務	315,446
機械装置及び運搬具	2,509,777	繰延税金負債	47,684
土地	3,138,364	退職給付に係る負債	186,682
リース資産	395,119	その他	140,837
建設仮勘定	422,642	負債合計	18,109,673
その他	225,061	(純資産の部)	
無形固定資産	369,514	株主資本	14,509,626
その他	369,514	資本金	1,057,468
投資その他の資産	1,499,138	資本剰余金	1,308,179
投資有価証券	668,236	利益剰余金	12,145,081
長期貸付金	10,782	自己株式	1,101
繰延税金資産	224,677	その他の包括利益累計額	892,503
その他	622,688	その他有価証券評価差額金	92,953
貸倒引当金	27,245	繰延ヘッジ損益	4,826
資産合計	34,578,872	為替換算調整勘定	807,556
		退職給付に係る調整累計額	12,833
		非支配株主持分	1,067,068
		純資産合計	16,469,199
		負債・純資産合計	34,578,872

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		43,128,879
売上原価		36,646,098
売上総利益		6,482,781
販売費及び一般管理費		4,590,207
営業利益		1,892,573
営業外収益		
受取利息	8,442	
受取配当金	21,406	
受取地代賃	34,509	
受取保険金	11,513	
為替差益	186,332	
その他	167,889	430,092
営業外費用		
支払利息	65,816	
その他	50,744	116,560
経常利益		2,206,105
特別利益		
固定資産売却益	70,447	
投資有価証券売却益	12,640	83,087
特別損失		
固定資産除却損	85,434	
減損	69,147	
特別退職金	23,893	178,475
税金等調整前当期純利益		2,110,717
法人税、住民税及び事業税	700,646	
法人税等調整額	19,897	720,543
当期純利益		1,390,173
非支配株主に帰属する当期純利益		104,958
親会社株主に帰属する当期純利益		1,285,214

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,057,468	1,166,402	11,356,927	1,101	13,579,696
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	25,963	-	25,963
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,057,468	1,166,402	11,382,890	1,101	13,605,659
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	523,024	-	523,024
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1,285,214	-	1,285,214
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動	-	141,776	-	-	141,776
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	141,776	762,190	-	903,967
当 期 末 残 高	1,057,468	1,308,179	12,145,081	1,101	14,509,626

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	126,580	89	607,472	18,785	752,748	1,344,095	15,676,540
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	3,852	22,110
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	126,580	89	607,472	18,785	752,748	1,340,242	15,698,650
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	523,024
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	1,285,214
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	141,776
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	33,627	4,915	200,084	31,618	139,755	273,173	133,418
当 期 変 動 額 合 計	33,627	4,915	200,084	31,618	139,755	273,173	770,548
当 期 末 残 高	92,953	4,826	807,556	12,833	892,503	1,067,068	16,469,199

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,924,162	流動負債	13,602,618
現金及び預金	2,303,593	支払手形	579,296
受取手形	792,173	買掛金	2,440,193
売掛金	6,353,836	電子記録債権	3,797,916
契約資産	13,073	短期借入金	5,200,000
電子記録債権	1,506,148	1年内返済予定の長期借入金	629,910
商品及び製品	1,497,721	リース債権	52,901
仕掛品	292,772	未払金	389,008
材料及び貯蔵品	783,220	未払法人税等	215,845
その他の当金	1,386,624	未払消費税等	31,648
貸倒引当金	5,000	与引当金	144,670
固定資産	14,111,122	その他	121,227
有形固定資産	8,287,116	固定負債	2,067,761
建物	3,851,421	長期借入金	1,679,410
構築物	76,508	リース債権	202,178
機械及び装置	1,401,443	退職給付引当金	50,360
車両運搬具	24,983	長期未払金	130,244
工具、器具及び備品	129,328	その他	5,568
土地	2,405,414	負債合計	15,670,379
リース資産	246,158	(純資産の部)	
建設仮勘定	151,858	株主資本	13,270,729
無形固定資産	223,679	資本金	1,057,468
ソフトウェア	18,977	資本剰余金	1,158,143
その他	204,702	資本準備金	721,606
投資その他の資産	5,600,326	その他資本剰余金	436,537
投資有価証券	591,868	利益剰余金	11,056,218
関係会社株式	1,865,564	利益準備金	80,751
関係会社出資金	1,237,019	その他利益剰余金	10,975,467
従業員に対する長期貸付金	10,782	別途積立金	9,876,068
関係会社長期貸付金	1,495,193	繰越利益剰余金	1,099,398
繰延税金資産	111,882	自己株式	1,101
その他	297,249	評価・換算差額等	94,176
貸倒引当金	9,233	その他有価証券評価差額金	94,176
資産合計	29,035,285	純資産合計	13,364,905
		負債・純資産合計	29,035,285

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	23,008,083	
製 品 売 上 高	8,903,122	31,911,205
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	20,031,226	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,866,373	27,897,600
営 業 外 収 益		4,013,605
受 取 配 当 金		2,937,026
受 取 地 代 家 賃		1,076,578
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入	29,992	
為 替 差 益	32,761	
そ の 他	36,520	
営 業 外 費 用	18,548	
支 払 利 息	231,979	494,693
そ の 他	144,890	
特 別 利 益	31,584	
特 別 損 失	10,076	41,660
特 別 利 益		1,529,611
特 別 損 失		
特 別 利 益	12,640	12,640
特 別 損 失		
特 別 利 益	58,922	58,922
特 別 損 失		
特 別 利 益		
特 別 損 失		
特 別 利 益	450,853	1,483,330
特 別 損 失		
特 別 利 益	17,617	468,471
特 別 損 失		
特 別 利 益		1,014,858

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,057,468	721,606	436,537	1,158,143	80,751	9,276,068	1,177,591	10,534,410
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	-	29,973	29,973
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	1,057,468	721,606	436,537	1,158,143	80,751	9,276,068	1,207,564	10,564,384
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	523,024	523,024
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	1,014,858	1,014,858
別 途 積 立 金 の 積 立	-	-	-	-	-	600,000	600,000	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	600,000	108,165	491,834
当 期 末 残 高	1,057,468	721,606	436,537	1,158,143	80,751	9,876,068	1,099,398	11,056,218

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,101	12,748,921	125,870	125,870	12,874,792
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	29,973	-	-	29,973
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	1,101	12,778,894	125,870	125,870	12,904,765
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	523,024	-	-	523,024
当 期 純 利 益	-	1,014,858	-	-	1,014,858
別 途 積 立 金 の 積 立	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	31,694	31,694	31,694
当 期 変 動 額 合 計	-	491,834	31,694	31,694	460,139
当 期 末 残 高	1,101	13,270,729	94,176	94,176	13,364,905

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

中本パックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 俊介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中本パックス株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中本パックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

中本パックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井	俊介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原	裕幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中本パックス株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月17日

中本パックス株式会社 監査役会

常勤監査役 寺尾 一 弘
社外監査役 中村 吉 伸
社外監査役 芦田 一 志

以 上

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称
 - 株式会社アール
 - 株式会社中本印書館
 - 株式会社サンタック
 - エヌアイパックス株式会社
 - 三国紙工株式会社
 - エヌ・ピー・ジー・ジャパン株式会社
 - ナピクル株式会社
 - 株式会社中本キタイホールディングス
 - 廊坊中本包装有限公司
 - 廊坊中本新型材料科技有限公司
 - 中本包装（蘇州）有限公司
 - 中本北井（蘇州）商貿有限公司
 - 滄州中本華翔新型材料有限公司
 - Nakamoto Packs USA, Inc.
 - NAKAMOTO PACKS VIETNAM COMPANY LIMITED

なお、2023年3月1日付で、エヌアイパックス株式会社は、商号を中本Fine Pack株式会社に変更しております。

非連結子会社の状況

該当事項はありません。

議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

ENCORE LAMI SDN.BHD.

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

該当事項はありません。

持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アールの決算日は11月30日であり、その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ．棚卸資産

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～18年

ロ．無形固定資産（リース資産及びのれんを除く。）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループ（当社及び関係会社）は、印刷加工（グラビア印刷）、ラミネート加工、コーティング加工及び成型加工による製品の販売を主な事業とし、これらの製品の販売については出荷時から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、主に出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎とし評価しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は下記のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

商品の仕入れ販売に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割(本人または代理人) を判断した結果、代理人取引と判断したのものについては純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 変動対価に係る収益認識

製品販売におけるリベート等の変動対価は、従来は、金額確定時に売上高から控除しておりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

(3) 返品権付き販売に係る収益認識

返品される可能性のある製品販売取引について、予想される返品部分に関しては、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。

(4) 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、検収基準で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 有償支給に係る収益認識

有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形、売掛金及び契約資産は13,073千円増加し、商品及び製品は40,367千円増加し、仕掛品は9,826千円減少し、流動資産のその他は5,536千円増加し、流動負債のその他は54,157千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は283,111千円減少し、売上原価は246,920千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ36,191千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は25,963千円増加し、非支配株主持分の当期首残高は3,852千円減少しております。

当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関

する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

また、「6.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産 4,537,693千円

棚卸資産の評価減 76,451千円

会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

棚卸資産のうち、営業循環過程から外れた滞留在庫については、一定期間を超える場合に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

将来の経営環境の悪化により得意先からの需要に大幅な変化が生じた場合には、滞留在庫が増加し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物 2,221,130千円

機械装置及び運搬具 124,726千円

土地 2,004,627千円

計 4,350,483千円

担保に係る債務

短期借入金 856,710千円

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。) 1,072,950千円

計 1,929,660千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,619,097千円

(3) 受取手形裏書譲渡高 19,511千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 8,173,320株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 定時株主総会	普通株式	269,684	33.00	2022年2月28日	2022年5月26日
2022年9月12日 取締役会	普通株式	253,339	31.00	2022年8月31日	2022年11月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月30日 定時株主総会	普通株式	253,339	利益剰余金	31.00	2023年2月28日	2023年5月31日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については短期的な預金等及び営業目的による株式取得に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程及び与信限度額設定規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額21,493千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
投資有価証券			
その他有価証券	646,742	646,742	-
長期借入金	(2,475,772)	(2,475,610)	162
デリバティブ取引	14,448	14,448	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルで分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	646,742	-	-	646,742
デリバティブ取引				
為替予約	-	14,448	-	14,448

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,475,610	-	2,475,610

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約は取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

す。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

製品用途	当連結会計年度
食品関連	27,283,910
I T・工業材関連	6,711,320
生活資材関連	4,554,522
建材関連	2,114,587
医療・医薬関連	1,311,790
その他	1,152,747
顧客との契約から生じる収益	43,128,879
その他の収益	-
外部顧客への売上高	43,128,879

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5) 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,445,477
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,754,484
契約資産（期首残高）	254,916
契約資産（期末残高）	13,073

契約資産は、機械販売及び据付工事契約について、その履行義務の充足につれて認識する収益の対価に対する当社の権利のうち、未請求のものであります。契約資産は、顧客からの検収を受けたことにより工事が完成し、当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し受領しております。

当社グループにおいて、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
中国	貸貸用資産	建物及び構築物

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、貸貸用資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。また、本社、福利厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社グループは、取り壊しの意思決定がなされた貸貸用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（69,147千円）として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

10. 特別退職金に関する注記

2021年10月8日開催の取締役会において、当社の連結子会社である廊坊中本包装有限公司を解散することを決議したことに伴う、従業員への経済補償金を特別退職金（23,893千円）として特別損失に計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,884円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	157円27銭

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～18年

無形固定資産（リース資産及びのれんを除く。）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、印刷加工（グラビア印刷）、ラミネート加工、コーティング加工及び成型加工による製品の販売を主な事業とし、これらの製品の販売については出荷時から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、主に出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は下記のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

商品の仕入れ販売に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割（本人または代理人）を判断した結果、代理人取引と判断したものについては純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、検収基準で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、契約資産は13,073千円増加し、仕掛品は9,826千円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は286,872千円減少し、売上原価は246,929千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ39,942千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は29,973千円増加しております。

当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産 2,573,714千円

棚卸資産の評価減 71,827千円

会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

棚卸資産のうち、営業循環過程から外れた滞留在庫については、一定期間を超える場合に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

将来の経営環境の悪化により得意先からの需要に大幅な変化が生じた場合には、滞留在庫が増加し、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物 1,793,071千円

土地 1,501,069千円

計 3,294,141千円

担保に係る債務

短期借入金 535,000千円

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。) 972,000千円

計 1,507,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,541,192千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社中本印書館 37,040千円

株式会社サンタック 58,398千円

滄州中本華翔新型材料有限公司 522,868千円

(27,376千RMB)

計 618,306千円

他の会社の外国為替先物予約・直接為替先渡取引に対し、保証を行っております。

株式会社アール 844,863千円

(6,850千USD)

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く。)

短期金銭債権 2,319,257千円

短期金銭債務 878,380千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 3,925,172千円

営業取引以外の取引による取引高 117,155千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,067株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 44,269千円

関係会社株式評価損 43,548千円

長期未払金 39,474千円

棚卸資産評価損 21,979千円

退職給付引当金 15,410千円

未払事業税 14,709千円

その他 35,291千円

繰延税金資産小計 214,682千円

評価性引当額 61,274千円

繰延税金資産合計 153,407千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 41,524千円

繰延税金負債合計 41,524千円

繰延税金資産の純額 111,882千円

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社アール	所有 直接 51.0%	同社製品・商品の購入 原材料の販売 事務所建物の賃貸 役員の兼務 資金の貸付 債務の保証	資金の貸付 (注)2	10,000	短期貸付金	680,000
子会社	エヌアイパック ス株式会社	所有 直接 97.0%	同社製品・商品の購入 当社製品・商品の販売 役員の兼務 資金の貸付	製品・商品の販売 (注)1	58,305	売掛金	369,195
				資金の貸付 (注)2	-	短期貸付金	300,000
子会社	中本包装(蘇州)有限公司	所有 直接 100.0%	同社製品・商品の購入 原材料の販売 資金の貸付	資金の回収	26,370	関係会社長期貸付金	547,132
子会社	NAKAMOTO PACKS VIETNAM COMPANY LIMITED	所有 直接 100.0%	役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付 (注)2	-	関係会社長期貸付金	545,360
子会社	三国紙工株式会社	所有 直接 63.8%	同社製品・商品の購入 原材料の販売 事務所建物の賃貸 資金の借入	資金の借入 (注)3	-	短期借入金	400,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。また、取引金額には当社の売上高とならない有償支給材料の金額を除いた金額を記載しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額には期首と期末の差額を記載しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額には期首と期末の差額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,635円40銭
- (2) 1株当たり当期純利益 124円18銭

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。